

平成 2 4 年 3 月 8 日
防 衛 省

「事務官等の採用試験等に関する訓令の全部を改正する訓令案」
に関する意見の募集結果について

「事務官等の採用試験等に関する訓令の全部を改正する訓令案」につきましては、平成 2 4 年 1 月 2 5 日から同年 2 月 2 3 日までの間、御意見を募集した結果、1 件御意見をいただきました。御意見とそれに対する当省の考え方を別紙のとおり御報告致します。

また、「事務官等の採用試験等に関する訓令の全部を改正する訓令案」につきましては平成 2 4 年 3 月 7 日に制定したことを併せて御報告いたします（平成 2 4 年防衛省訓令第 5 号。添付ファイル参照。）。

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒1 6 2－8 8 0 1

東京都新宿区市谷本村町 5－1

防衛省大臣官房秘書課採用試験室

電話番号：（代表）0 3－3 2 6 8－3 1 1 1

内線 2 5 0 0 2

F A X：0 3－3 2 6 0－0 7 1 6

「事務官等の採用試験等に関する訓令の全部を改正する訓令案」に対して提出された御意見と当省の考え方

御意見	当省の考え方
試験区分、試験の程度、受験資格などの受験生に密接に絡むことは省令の自衛隊法施行規則で定めてはどうか。	今回、意見を募集した訓令案につきましては、自衛隊法施行規則第36条の規定に基づき、御指摘の試験区分や受験資格等を含め試験に関し必要な事項を定めるものでございますので、当初案のとおり訓令で規定させていただきます。 なお、試験区分及び受験資格等につきましては、採用試験を実施する際に官報により告知し、広く受験者等に周知することとしております。